(別紙)

### 厚生委員会政策提言

# 孤立を防ぐための高齢者見守り活動の拡充について

## 1. はじめに

日本の高齢化は世界でも例をみないスピードで進んでいる。本市においても、 勿論例外ではなく、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯は年々増加している。 認知症の発症や家族の介護等に伴い孤立状態になる高齢者、高齢世帯は今後ま すます増加していくことが予想される。本市においては平成26年度に「小平 市地域包括ケア推進計画」を策定し、見守り体制の充実を重点的な取組みとし てあげるなど孤立を防止するための様々な施策に取り組んでいる。しかし、個 別の施策の見守り機能はまだまだ弱いと言わざるを得ない。

見守りへの市民の問題意識は、年代、生活環境の違いにより、ばらつきがあるため、孤立状態に陥っている高齢者の実態は見えづらい状況にある。また、自治会加入率の低下や民生児童委員の担い手不足なども大きな課題となっている。そのような状況下で高齢者が孤立することなく、住み慣れた小平でいきいきと笑顔で暮らせる地域社会を実現するためには、地域の見守りに対する市民の意識を向上させていくことと、一人ひとりの市民はもとより、関係機関等の様々な主体の参加を求めていくことが必要である。

2年に渡る厚生委員会の議論では、市の見守り施策の着実な実施と新規事業への取り組み、市民意識の啓発と関係機関等の参加を促すための手法として、条例の策定が必要であるとの結論に至り、委員の総意として「いきいきこだいら高齢者見守りの輪条例」を提案する事となった。

そして、本条例を基(もとい)として、孤立を防ぐための高齢者の見守りの輪を広げ、小平でいきいきと笑顔で暮らせる地域社会を実現するため、市の現状及び課題に対する具体的な施策として、以下4件の政策を提言する。

## 2. 提言内容

## 提言1 見守りホットラインの新設

## 【365日24時間ワンストップの電話窓口をつくる】

孤立を防ぐための相談窓口は各担当課に設置されているが、土・日・祝日の対応など体制整備は万全とはいえない。実際に、生活保護世帯だけでも年に3~5名以上の孤立死が発生している状況があり、また「おはようふれあい訪問」や「高齢者緊急通報システム」など安否確認を含む生活支援事業の利用度が低いなど、個別施策の見守り機能が弱いことがみてとれる。

そこで、365日24時間の電話対応の窓口(ホットライン)があれば、市民の

見守りに対する意識が広がり、何より市民の安心につながることが期待される。受電した情報内容は共通シートを使用することで、受電時の対応を均質化させ、さらにその内容をデータ化することで必要な情報を的確に関連部署に伝え、早急な対応につなげることができる。

## 提言 2 東京都住宅供給公社(JKK)との提携

## 【市内の都営団地・都民住宅の居住者の安否確認体制をつくる】

市内には都営住宅が37団地、都民住宅を含めると5584戸あり、団地の高齢化は特に進んでいる。公社では4年前の都営住宅での事案を受けて安否確認についての体制を見直し、市区町村との安否確認に係る緊急時対応についての連携・協力に関する協定締結を推進している。当市でも公社と提携をするべきと考え、厚生委員会において、JKKへの非公式の場でのヒヤリングを行うなど調査を進め、以下のとおり提言としてまとめたものである。

JKKと提携し見守り力の向上を図るには、照会内容をスムーズに行うため庁内の横連携がとれる組織体制をつくる必要がある。またJKKとの提携に基づき連携・協力することとなる「情報提供」や「緊急時対応」、「訪問・現地調査」等の円滑な実施を図るため、関係機関(警察署、消防署、民生児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、医師会、市内で見守り活動する団体等)との連絡会議を開催する。

※なお、調査の過程において、東京都住宅供給公社(JKK)との協定を本年1月 19日に締結したとの所管部からの報告があったことにより、本件については、 厚生委員会での調査における成果という趣旨で報告する。

## 提言3 事業者及び各種団体との協定締結の推進

### 【地域見守りネットワークの拡充】

民間事業者等との高齢者の見守り協定の締結先は現在11事業者のみである。 市の示す「緩やかな見守り」を推進するためには、市内で活動する見守り協力団体や事業者との協定締結数を大幅に増やしていくことが必要である。

協定の締結を進めることで、副次的にその他の市民を支援することにつながることが期待される。つまり協定締結の推進それ自体が、見守りに対する市民意識の啓発に直結するものであり、積極的な推進を望みたい。

協定締結後についても、締結数のみならず、以下のとおり締結後のフォローに努め、実効性を確保する取り組みが必要である。

- (1)広報、ステッカー標示等による市民への周知
- (2)事業者との連絡会議開催による情報共有

### (3)見守りに関する人材の育成

※なお、調査の過程において、新たに3事業者との協定締結が実現したことも、厚生委員会での調査における成果という趣旨で報告する。

# 提言4 65歳、70歳等の実態調査の実施

## 【高齢者の定期的な訪問調査を行う】

現在、市では計画にあわせた 3 年ごとの生活実態調査の実施や、民生児童委員がその活動の中で、圏域ごとに見守りが必要な人を名簿化し訪問を行っている。しかしながら、介護サービスなど本来必要なサービスの情報が届いていないことなど支援の網の目からもれている高齢者も多く、その実態を把握するための実践的な調査が必要である。

そこで、例えば65歳、70歳時ごとに介護保険サービス未受給者を対象者として抽出し定期的な訪問調査を行うことで、真に支援を必要としている高齢者の実態把握を行う。そのため、調査の中心となる民生児童委員の補完的な役割を担う人材を確保、育成をすすめる事が必要と考える。また、収集した情報については今後の対策実施のためデータ化して見守りの対象者として把握し、必要なときは支援につなげるなど有効に活用する。

#### 3. 結びに

厚生委員会では、市の見守り活動の施策について、先進市の比較検討による課題を洗い出し、必要な施策の方向性を定めるため検討を重ねてきた。その結果、現在取り組んでいる施策をさらに拡充しつつ、今まで以上に孤立防止への視点をもつことにより、市の現状に見合う具体策として上記 4 点の提言に至った。これらの提言を実施するにあたっては、各部署が保有する見守り対象者に関する情報の共有、解決に向けた検討を行う庁内の組織横断的な連携体制の構築が急務である。

また、今後も市は見守りの担い手となる人材の育成に努めると共に、広く市 民への意識啓発をはかり、地域の見守り活動を育み、高齢者への見守りからさ らに地域の子どもや障がい者等への見守りネットワークの形成に発展すること を期待する。

この提案する高齢者の見守り活動が、持続可能な仕組みの中で構築され、市、市民等、関係機関及び事業者等が相互に連携しながら、地域での問題解決能力をさらに高め、誰もがいきいきと笑顔で安心して暮らせる地域社会の実現に大きく貢献することを確信し、小平市議会基本条例第22条に基づく、市長への政策提言とする。